

平成28年第7回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

第3次上越市食育推進計画（案）について	・・・・・・・・	1～2
第3次上越市食育推進計画（案）	・・・・・・・・	別冊

第3次上越市食育推進計画（案）について

○これまでの経緯

時 期	会議名	内 容
平成 28 年 5 月 27 日	第 1 回庁内食育推進 担当者会議	・第 3 次上越市食育推進計画の骨子について
〃 7 月 14 日	第 2 回庁内食育推進 担当者会議	・第 3 次上越市食育推進計画の素案について
〃 7 月 29 日	第 1 回食育推進会議	・第 3 次上越市食育推進計画の素案について
〃 8 月 30 日	第 3 回庁内食育推進 担当者会議	・第 1 回食育推進会議における意見等への対応 について
〃 10 月 14 日	第 2 回食育推進会議	・第 1 回食育推進会議における意見等への対応 について ・第 3 次上越市食育推進計画の案について

○今後の予定

時 期	会議名	内 容
平成 28 年 12 月 5 日	文教経済常任委員会	・所管事務調査
平成 28 年 12 月 16 日 ～平成 29 年 1 月 16 日	パブリックコメント	・意見募集期間
平成 29 年 2 月下旬	第 3 回食育推進会議	・パブコメでの意見に対する回答について ・第 3 次上越市食育推進計画の確定について
〃 3 月上旬	パブリックコメント	・意見に対する回答
〃 3 月中旬	パブリックコメント	・結果公表

～ 第3次上越市食育推進計画(案)の主なポイントについて ～

《上位計画・関連計画》

- 国の第3次食育推進基本計画
- 県の第3次食育推進計画
- 上越市食育推進条例
- 上越市第6次総合計画
- 上越市健康増進計画
- 上越市総合教育プランなど

《現状と課題》

【社会構造】

- ・少子化・高齢化の進展、世帯人員の減少、共働き世帯の増加

↓
食の価値観、ライフスタイルが多様化し、食の簡素化、外部化が進展するとともに、地域の食文化が失われつつあることが危惧されています。

【食生活】

- ・食塩等の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食を欠食する人の増加

↓
食生活の乱れにより、肥満や脂質異常症などが増加傾向にあり、健康寿命延伸のため生活習慣病の予防・改善が急務です。

【食料・環境】

- ・食の安全性、食品ロスに関する意識の高まり

↓
食に関する適切な情報提供と農林漁業者や自然の恩恵の上に食料が届けられていることについて理解を深めてもらうことが重要になってきています。

《 基本理念（目指す姿） 》 生涯にわたり心身ともに健康で充実した生活を送れるまち

《 基本目標 》 市民一人ひとりが自らの健康に関心を持って食を選びとっていく力を身に付ける

《 基本方針 》 食育基本法に掲げる基本的施策及び上越市食育推進条例の施策の策定等に係る指針の規定を踏まえ、以下の4つの基本方針に基づき食育を推進します。

家庭を中心に子どもの時から生涯にわたり食を通じた心身の健康づくりを推進します

食育活動の推進により地域の食文化を継承します

食育推進体制の整備と情報を共有できる環境づくりを推進します

食育活動の推進により上越の農林漁業への理解を促進します

《 主な施策 》 基本目標の実現に向け、4つの基本方針に沿い、以下のような施策に取り組みます。

- 思春期・青年期の健全な食生活の普及、啓発
 - 高齢者に対する食育の推進
 - 生活習慣病の予防
 - 地域での共食に対する支援
- 等

- 郷土料理等の継承と普及
 - 給食への郷土料理の導入促進
 - 地域食材を積極的に活用する飲食店等の認証
- 等

- 食育推進ネットワーク体制の強化
 - 食育フォーラム等の開催
 - 食と健康被害に関する情報の提供
 - 食品表示についての普及啓発
- 等

- 給食への地場産物の導入促進
 - 生産者と消費者の相互理解促進
 - 農林漁業体験による都市と農村の交流促進
 - 食品ロス削減についての啓発
- 等

※新たに追加した施策（上記の網掛け部）

高齢者の低栄養や栄養バランスの偏り、家族での共食が難しい環境下にいる方々の増加、食品ロスに関する意識の高まりなど、食育を取り巻く環境の変化を鑑み、基本施策として「高齢者に対する食育の推進」、「地域での共食に対する支援」、「食品ロス削減についての啓発」を追加しました。

《 ライフステージ 》 下記の6つの世代に応じた食生活の改善を実践し、次世代につなげていきます。

- 【乳幼児期】 【学童期】 【思春期】 【青年期】 【壮年期】 【高齢期】

※年代構成を細分化（上記の網掛け部）

第2次計画では「乳幼児」、「小学生～中学生」、「高校生～大人」の3区分であったものを、若い世代に対する食育を重点的に推進するとともに、子どもから高齢者まで生涯にわたり中断のない食育をきめ細かく推進するため、「乳幼児期」、「学童期」、「思春期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」と6区分にしました。

《 実施主体 》 下記の5つの実施主体を中心に各種の食育推進施策を進めていきます。

- 【家庭】 【学校】 【地域】 【行政】 【事業者】

※実施主体の明確化

第3次計画では体系図に基本施策ごとに実施主体となる者として「家庭」、「学校」、「地域」、「行政」、「事業者」の5つを明記し、実施主体の明確化を図りました。

《 第1次～第3次上越市食育推進計画の基本的な考え方 》

期間	基本的な考え	キーワード
第1次	「食育推進運動」のスタート	「食育」の周知・啓発
第2次	「家庭での食育」の実践	「周知」から「実践」へ
第3次	一人ひとりの食育の実践から、多様な関係者の連携で、食育をつなぎ、伝承する	「実践」の環を広げよう